

府中市障害者計画・障害福祉計画(第6期)・障害児福祉計画(第2期) 事業一覧案

資料 1(修正案)

網掛けの凡例: 新規

基本目標	方針	施策	事業名	内容	現計画体系	現計画事業番号
1 協働・連携で進める地域共生のまちづくりの推進	(1)市民へのノーマライゼーションに関する意識啓発	①障害理解・意識啓発の推進 【重点】	障害者(児)福祉啓発事業(WaiWaiフェスティバル)(地域生活支援事業)	・ 感染症等の状況を考慮しながら 、障害者週間(12月3日～12月9日)に合わせて、障害等について市民の理解と認識を一層深めるため、障害のある人となない人が同じ体験を通じて交流の場を設けます。	5-(1)-①	102
			障害者軽スポーツ大会	・障害のある人とボランティアや市民との交流を通して、市民相互の理解を深めるとともに、健康増進を目的とした障害者軽スポーツ大会を 感染症等の状況をふまえたうえ 、開催します。	5-(1)-①	103
			その他の福祉啓発	・関係活動団体の交流の「場」の確保や、障害のある人と市民が交流を深めるため、府中市社会福祉協議会を始めとする各種団体のイベントを支援します。 ・障害や障害のある人に対する理解を深めるため、市民が参加できる研修会等を実施します。	5-(1)-①	104
			障害のある人への理解・啓発事業	・障害に関する認識と障害のある人に対する理解を深めるため、福祉まつりなど様々な機会を利用して、市民へのノーマライゼーションの理念の普及・定着に努めます。	5-(1)-②	105
			「障害のある人」の表記方法の検討	・市の発行物等の中で「障害者」「障害のある人」と表記する際には「障がい」を用いるなど、表記方法について検討します。	5-(1)-②	106
			(2)バリアフリーの推進	①移動のバリアフリー化の推進	移動ルートの整備促進	・市民が日常利用する歩道、散歩道、買い物ルートに当たる通路等をバリアフリー化すべき道路として重点的に整備し、移動ルートを確保します。
	バリアフリー情報の提供	・ホームページなどで、公共施設、鉄道駅、公園についてバリアフリーの整備状況について情報提供します。 ・ バリアフリーマップを通して、バリアフリー情報を提供します。			5-(2)-①	108
	交通事業者との連携強化	・障害のある人など移動の困難な方の利便性を向上するため、駅舎や駅構内、バス停、駅前広場などの整備について、交通事業者との連携を強化します。			5-(2)-①	109
	②だれでもトイレの整備拡充	だれでもトイレの整備拡充		・高齢者、障害のある人等の行動範囲を広げるため、だれでもトイレの整備を拡充します。	5-(2)-②	110
	③福祉のまちづくり条例の取組の推進	「府中市福祉のまちづくり条例」の推進		・ 「府中市福祉のまちづくり条例」に、障害のある方が円滑に利用できるようにするための整備を推進します。バリアフリー整備基準の徹底を図るため、建築事業者に対し着工前の事前協議及び指導を実施します。	5-(2)-③	111
	(3)地域における見守り・支え合いの推進	①地域での交流・活動の促進		障害のある人の地域参加・地域交流の促進	障害等のある人が地域に参加し、 交流を図るための取組の促進を支援します。	新規
			ボランティアなどによる地域サービスへの支援	・障害のある人の地域交流・日中活動を促進するため、ボランティアなど、地域活動グループへの支援を拡充します。	4-(1)-③	92
		②地域の福祉人材の確保	多様な人材の育成・確保	・ 府中ボランティアセンターなどを活用し 、退職者や子育て経験者などの多様な経験や知識・技術を社会的財産(社会資源)として、その効果的な活用を図ります。	4-(2)-①	94
			障害のある人の技能等の活用	・芸術、文化、スポーツ等の分野で優れた知識、経験、技能等のある障害のある人を各種講座の講師として活用します。	4-(2)-①	95
			ボランティアの育成	・ 府中ボランティアセンターを中心に、障害等のある人を支援するボランティアの育成に努めます。 ・学校教育などの場でボランティア活動について学ぶ機会を提供し、地域住民によるボランティア活動の広がりを促進します。	4-(2)-②	96
		③機関・施設・団体間の連携支援	関係機関・施設・団体間のネットワークの構築	・複数の機関の連携による効果的な支援を行うため、市・関係機関・施設・団体間のネットワークを構築します。	4-(1)-①	90
		④団体・機関のネットワーク化	団体・機関のネットワークの構築	・自立支援協議会を運営し、障害のある人や家族、支援団体、社会福祉法人などと行政が共に福祉施策の在り方などについて考え、相互に支援・交流を図ることができるようネットワークを構築します。	4-(1)-②	91
		⑤障害者施設の地域への開放	施設と地域活動との連携	・障害者施設が地域活動へ積極的に参加することにより、市民の障害に対する理解を深めるとともに、施設を地域に開放するなど、地域における社会資源としての活用を促進します。	4-(1)-④	93

基本目標	方針	施策	事業名	内容	現計画体系	現計画事業番号	
1 協働・連携で進める地域共生のまちづくりの推進(続き)	(4)障害者福祉団体の活動支援及び協働	①自主活動への支援	自主グループ活動への支援	・ピアカウンセラーや地域福祉専門員等の人材を派遣し、障害のある人が行う自主グループ活動への支援を行います。	4-(3)-①	97	
			当事者団体・家族会の活動への支援、協働	・当事者や家族が相互に情報交換を行い、地域福祉に貢献できるよう、当事者団体や家族会の主体的な活動を支援します。 ・当事者団体・家族会と市が協働で事業を実施するとともに、施策についての提案を行う等の協働の体制を整備します。	4-(3)-①	98	
	(5)障害福祉サービス事業所への支援及び協働	①ネットワークの構築	事業者主体の連絡会の設置支援	・事業者間で課題を共有するとともに、市から事業者への情報提供・指導を行うことで市内事業者のサービスの質の平準化を目指します。	4-(4)-①	99	
			②障害福祉サービス事業所への支援及び協働	サービス提供に携わる事業所の育成	・地域で活動している様々な団体やNPO法人等を障害福祉サービス提供事業所として育成するなど、サービス提供事業所の育成を図ります。	4-(4)-②	100
				サービス提供に携わる人材の育成	・高齢者や児童などの各種福祉分野に携わる人材等に対し障害分野の理解を深める研修を実施するとともに、移動支援・意思疎通支援など幅広い支援を行う人材の育成を図ります。	4-(4)-②	101
				サービス提供に携わる人材の確保に向けた協働による方策の検討	・障害福祉サービス提供に携わる人材の確保に向けて、障害福祉サービス事業所と市が協働して方策の検討を行います。	新規	
			福祉サービス第三者評価制度の普及・促進	・事業所に対し、評価機関がサービス提供事業者のサービス内容などを評価し公表する、「福祉サービス第三者評価制度」の受審を促進し、サービスの質の確保に努めるとともに、利用者がサービスの選択をする際に有用な情報を提供します。	1-(1)-④	7	
2 障害のある人の社会参加の推進	(1)地域活動及び社会活動への参加促進	①地域交流の促進	障害者(児)福祉啓発事業(WaiWaiフェスティバル)(地域生活支援事業)【再掲】	・障害者週間(12月3日～12月9日)に合わせて障害等について市民の理解と認識を一層深めるため、障害のある人となない人が同じ体験を通じて交流の場を設けます。	2-(1)-①	17	
			その他の福祉啓発【再掲】	・関係団体活動の交流の「場」の確保や、障害のある人と市民が交流を深めるため、府中市社会福祉協議会を始めとする各種団体のイベントを支援します。 ・障害や障害のある人に対する理解を深めるため、市民が参加できる研修会等を実施します。	2-(1)-①	18	
		②外出時の支援の充実	移動・移送サービスの充実	・障害のある人の地域活動、社会活動への参加を促進するために移動・移送サービスの充実を図ります。	2-(1)-②	19	
		③障害のある人の参加による多様な計画の推進	多様な計画の点検評価	・障害のある人が障害者計画を始めとして、障害者福祉に関連する多様な市の計画に関し、提言や点検・評価に参加する機会の確保に努めます。	2-(1)-③	20	
	(2)生涯学習・文化芸術活動への参加・スポーツ機会の確保	①生涯学習の充実	生涯学習の場や機会の充実	・インターネットなどを通じた情報の取得や発信などができるよう、聴覚・視覚障害や肢体不自由など、障害に応じたパソコン講習会を実施します。 ・知的障害のある人が、地域でより有意義で充実した生活をするために、ボランティアとともに自立や表現の力を身につける活動などを学ぶ場として、成人を対象とした「あすなる学級」のほか、児童・生徒を対象とした学習支援事業を実施します。 ・障害のある人が生涯学習センター等で実施している各種講座に参加しやすいように配慮に努めます。	2-(2)-③	26	
			②文化芸術活動への参加促進	誰もが参加できる活動や体験、鑑賞活動の拡充	・子どもから大人まで楽しめるイベントとして毎年開催している「市民文化の日」を継続実施するとともに、施設管理者や民間事業者等との連携・協働によるイベントなどを拡充します。また、年齢・性別・国籍・ライフスタイルの違い、障害の有無などにかかわらず、それぞれの興味や関心に応じて、多様な文化・芸術を身近に楽しめるよう、バリアフリーやユニバーサル対応、多言語対応等、様々なニーズへの対応に努めます。(府中市文化芸術活動推進計画P13)	新規	
			③スポーツ機会の充実	スポーツに親しむ機会の拡大	・障害のある人とボランティアや市民との交流を通して、市民相互の理解を深めるとともに、健康増進を目的とした障害者軽スポーツ大会を開催します。 ・郷土の森総合プールを開放し、障害のある人が水に親しむ機会を提供するとともに、健康の増進を図ります ・障害のある人のスポーツ・レクリエーション活動を支援するため、障害者団体などに指導員を派遣します。	2-(2)-③	27

基本目標	方針	施策	事業名	内容	現計画体系	現計画事業番号		
2 障害のある人の社会参加の推進 (続き)	(3)就労への支援	①各機関の連携の一層の強化【重点】	特別支援学校・ハローワークなどとの連携	・就労支援事業所等と特別支援学校・ハローワーク等が連携し、一般企業や公的機関などに対して雇用を要請するなど、障害のある人の雇用促進を図ります。	2-(3)-①	28		
			就労支援事業を中心とした就労支援体制	・府中市立心身障害者福祉センターきずな内にある「み～な」が実施する就労支援事業を中心として、就労に関する相談を行うことにより、一人ひとりの状態や日常生活に合わせた総合的な支援を行うとともに、就労した後の職場での定着を支援します。 ・障害のある人に対する就労に関する情報の提供や就労支援事業の内容の広報に努めます。 ・精神障害に対応する就労支援相談体制を強化します。	2-(3)-①	29		
				ジョブコーチの活用	・障害のある人自身に対する支援だけでなく、事業主や職場の従業員などに対し、障害のある人の職場適応全般に必要な助言を行い、必要に応じて職務や職場環境の改善を提案するジョブコーチ(現場適応支援者)を、関係機関の協力の下に活用し、障害のある人の職場への適応及び定着を支援します。	2-(3)-①	30	
			障害のある人の職域の拡大	・障害のある人の能力に着目した職域の拡大を推進するとともに、一般企業や公的機関などとの連携を図り、障害のある人の雇用促進を図ります。	2-(3)-①	32		
		③作業所などの就労機能の強化	就労移行支援(自立支援給付)	・一般企業等への就労を希望する障害のある人に、一定期間、就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練の機会を提供し、一般就労への移行を支援します。	2-(3)-②	33		
			就労継続支援(A型・B型)(自立支援給付)	・一般企業等での就労が困難な障害のある人に、働く場を提供するとともに、知識や能力の向上のために必要な訓練の機会を提供し、地域生活を支援します。	2-(3)-②	34		
			作業所等経営ネットワーク支援事業	・作業工賃の増加を目指し、作業所等において、共同して製品販路・受注先開拓、製品受注及び製品開発等に取り組むネットワークの活動を推進します。	2-(3)-②	35		
			作業所等への調達の拡大	・障害者優先調達推進法の趣旨に則して、作業所等への市からの委託業務等を拡大するとともに、市内にある公的機関や民間の事業所での発注の促進を図ります。	2-(3)-②	36		
		④障害者活躍推進計画の策定と推進	障害者活躍推進計画の策定と推進	・「障害者活躍推進計画」を策定し、障害のある人を継続して雇用していくとともに、障害の種別等に関わらず、働きやすく、活躍しやすい職場づくりや人事管理を推進します。	新規			
		3 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止	(1)障害のある人に対する差別の解消	①差別の解消へ向けた取り組みの強化【重点】	障害のある人への理解・啓発事業【再掲】	・障害等に関する認識と障害のある人に対する理解を深めるため、福祉まつりなど様々な機会を利用して、市民へのノーマライゼーションの理念の普及・定着に努めます。	5-(1)-②	105
					民間事業者への周知	・市内の民間事業者に向けて、障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止や障害のある人への合理的配慮の提供の必要性を周知します。	新規	
			(2)虐待防止	①障害のある人に対する虐待の防止	虐待の防止	・障害者虐待防止センター(市障害者福祉課)で障害者虐待に係る相談を行い、関係機関との連携を強化しながら、家庭や施設、職場での障害のある人に対する虐待の防止に努めます。	1-(3)-①	16
					①権利擁護の推進【重点】	権利擁護事業の充実	・福祉サービスの適切な利用を支援する福祉サービス利用者総合支援事業や、判断能力が不十分な障害のある人に対して行う地域福祉権利擁護事業(日常生活自立支援事業)及び成年後見制度の利用支援を行う府中市権利擁護センター事業を充実します。	1-(3)-①
成年後見制度の利用促進	・更なる成年後見制度の促進に向け、制度の更なる普及・啓発等を図るとともに、中核機関及び協議会の設置等、地域連携ネットワークの構築に向けた取組を進めます。		新規					

基本目標	方針	施策	事業名	内容	現計画体系	現計画事業番号	
4 情報提供と相談支援機能の充実	(1)相談支援機能の充実・強化、意思決定支援	①基幹相談支援センターを中核とした相談支援ネットワークの構築 【重点】	基幹相談支援センターの運営	・基幹相談支援センターを中核とし、総合相談、ネットワーク作り・人材育成、権利擁護・虐待防止、地域移行・定着の促進を行います。	新規		
			地域自立支援協議会の活用	・相談支援機能の向上のため、個別支援会議等で指摘された地域の課題を自立支援協議会を通じて共有し、課題解決に向けて協議します。	1-(2)-①	11	
		②相談機能の充実及び意思決定支援	委託相談支援事業所における相談機能の充実		・障害のある人が、どこに相談をしても適切な支援が受けられるように、市と委託相談支援事業所「み～な」、「あけぼの」、「プラザ」及び「ふらっと」が連携し、有機的な総合的相談体制を確立します。 ・障害のある人が適切なサービスを効果的に利用できるよう、関係機関との連携を強化し、相談支援機能の充実を図ります。 ・福祉サービスをうまく利用できない人や、難病のある人、高次脳機能障害・発達障害のある人に対し、積極的に相談支援を実施するとともに、サービス内容の周知を図ります。 ・委託相談支援事業所における相談支援従事者の育成・確保への支援を行います。	1-(2)-①	8
				サービス等利用計画を作成する事業所の拡大	・事業者のサービス等利用計画作成への参入を促進し、すべての障害福祉サービス利用者に対し、計画が作成され、適切なサービスの利用ができるよう支援を推進します。	1-(2)-①	9
				相談支援専門員の育成・確保	・障害のある人のサービス利用や日常生活における意思決定に対し、適切な支援を行うため、社会福祉法人、NPO法人等と連携して指定特定相談支援事業所の相談支援専門員の育成・確保に努めます。	1-(2)-①	10
				委託相談支援事業所を中心とした生活支援	・委託相談支援事業所が中心となって、利用者への総合的な相談内容に対応する関係機関と連携し、障害のある人の生活支援体制を確立します。	1-(2)-②	12
				切れ目のない支援体制の構築	・関係機関との連携を強化することにより、委託相談支援事業所を中核とした幼少期からのライフステージを見通した支援を目指します。 ・ライフステージが変化しても切れ目のない支援を継続するため、自立支援協議会で検討された「ちゅうファイル(支援ファイル)」の活用を図ります。	1-(2)-②	13
				③多機関協働の包括的な相談支援体制の構築	多機関協働の包括的な相談支援体制の構築	・複合的な課題を抱えている等、分野ごとの支援体制では、課題の解決が困難な場合には、庁内外の関係機関が協働し、包括的な支援ができる体制の構築を目指します。	新規
		④ピアカウンセリングの充実	ピアカウンセリングの充実	・委託相談支援事業所等で、自己の経験に基づき同じ悩みを持つ人に対して助言を行い、問題の解決を図るピアカウンセリングを実施するとともに、それに従事するピアカウンセラーの育成を支援します。	1-(2)-③	14	
		(2)情報提供体制の充実	①総合的な情報提供体制の充実	分かりやすい情報の提供	・サービスの内容を分かりやすく説明した「しおり」を発行するなど、適切な情報の提供に努めます。	1-(1)-①	1
	多様な媒体を活用した情報の提供			・必要とする情報が容易に入手できるよう、市や社会福祉協議会の広報、ホームページ、音声版広報など多様な媒体を活用した情報提供を進めます。	1-(1)-①	2	
	点字・声の広報等発行			・音声版の市広報と点字見出しの発行を行います。	新規		
	②情報へのアクセスの支援		コミュニケーション手段の確保	・インターネットなどを通じて情報の取得や発信ができるよう、障害特性に応じた情報通信支援用具の給付やパソコン講習会の実施など、情報通信技術(ICT)の活用を支援します。	1-(1)-②	3	
			③コミュニケーションの円滑化の促進	意思疎通支援事業(地域生活支援事業)	・聴覚障害又は言語障害のある人が意思疎通を円滑にするため、通訳を必要とする場合に、手話通訳者・要約筆記者を派遣します。 ・市の主管課窓口定期的に手話通訳者を配置することなどにより、聴覚障害又は言語障害のある人の地域生活を支援します。	1-(1)-③	4
				手話講習会(地域生活支援事業)	・市民が聴覚障害者の意思疎通における困難を理解し、手話に関する知識を習得することを支援します。 ・手話通訳者を養成するとともに、技術水準を満たす手話通訳者の確保のため、手話通訳者認定試験を実施します。	1-(1)-③	5
	点字講習会(地域生活支援事業)			・市民が視覚障害者の日常生活における困難を理解し、点字に関する知識を習得することを支援します。 ・中途視覚障害者を対象に、点字技術の習得を支援します。	1-(1)-③	6	
	④利用しやすいサービス情報の提供		福祉サービス第三者評価制度の普及・促進 【再掲】	・事業所に対し、評価機関がサービス提供事業者のサービス内容などを評価し公表する、「福祉サービス第三者評価制度」の受審を促進し、サービスの質の確保に努めるとともに、利用者がサービスの選択をする際に有用な情報を提供します。	1-(1)-④	7	

基本目標	方針	施策	事業名	内容	現計画体系	現計画事業番号
5 安心して地域生活を送るための仕組みづくりの推進	(1)地域生活を支えるサービスの充実	①ホームヘルプサービスの充実	居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護・重度障害者等包括支援(自立支援給付)	・身体介護や家事援助などの日常生活の支援が必要な障害のある人に、ホームヘルプサービス・ガイドヘルプサービスを提供します。	3-(1)-①	37
			移動支援事業(地域生活支援事業)	・外出する際の支援が必要な障害のある人に、ガイドヘルプサービスを提供します。	3-(1)-①	38
			在宅の重度障害のある人に向けた支援の充実	・東京都の重症心身障害児(者)在宅レスパイト事業の実施を図ります。	3-(1)-①	39
			訪問入浴サービス	・重度の身体障害のある人に対して訪問により在宅で入浴サービスを提供します。	新規	
		②日中活動の場の充実	生活介護(自立支援給付)	・常に介護を必要とする障害のある人に、介護等を行うとともに、創作的活動や生産活動の機会を提供します。	3-(1)-②	40
			自立訓練(機能訓練・生活訓練・宿泊型)(自立支援給付)	・障害のある人が自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定期間、身体機能や生活能力の向上のために必要な訓練の機会を提供します。	3-(1)-②	41
			就労移行支援(自立支援給付)【再掲】	・一般企業等への就労を希望する障害のある人に、一定期間、就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練の機会を提供し、一般就労への移行を支援します。	3-(1)-②	42
			就労継続支援(A型・B型)(自立支援給付)【再掲】	・一般企業等での就労が困難な障害のある人に、働く場を提供するとともに、知識や能力の向上のために必要な訓練の機会を提供し、地域生活を支援します。	3-(1)-②	43
			療養介護(自立支援給付)	・医療と常時介護を必要とする障害のある人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の支援を行う療養介護を給付し、日中活動を支援します。	3-(1)-②	44
			短期入所(自立支援給付)	・自宅で介護する人が病気の場合、家族と暮らしている人が自立を目指す場合、入院・入所中の人が地域生活を体験する場合など、短期間、夜間も含め、施設で介護等を提供します。	3-(1)-②	45
			日中一時支援事業(地域生活支援事業)	・障害のある人の在宅介護を支援するため、日帰りの短期入所等を実施します。	3-(1)-②	46
			心身障害者福祉センターの機能の充実	・今後増加が見込まれるニーズに対応するため、心身障害者福祉センターの在り方を見直し、施設・機能の充実を図ります。	3-(1)-②	47
			未利用所有地等の有効活用	・東京都の住宅施策・福祉施策等における施設整備・移転等に伴い生じる未利用所有地等を有効活用できるよう要請します。	3-(1)-②	48
			地域活動支援センター事業	・創作的活動等の機会の提供、社会との交流等を行います。	新規	
		③福祉機器の活用による自立支援の促進	補装具の交付(自立支援給付)	・障害の状況に応じた適切な相談と併せ、身体機能の維持・向上を目的とする補装具を交付します。	3-(1)-③	49
			日常生活用具の給付(地域生活支援事業)	・障害の状況に応じた適切な相談と併せ、日常生活の利便性の向上を目的とする日常生活用具を給付します。	3-(1)-③	50
			中等度難聴児発達支援事業	・身体障害者手帳の交付対象とならない中等度難聴児に対して、補聴器の装用により言語の習得や生活能力、コミュニケーション能力等の向上を促進するため、補聴器の購入費用の一部を助成します。	3-(1)-③	51
		④移動・移送サービスの充実	自動車運転免許取得・改造助成事業(地域生活支援事業)	・自動車運転免許の取得のために要する経費の一部や、自らが所有し運転する自動車の改造に要する経費を助成して、障害のある人の生活圏の拡大と日常生活の利便性の向上を支援します。	3-(1)-④	52
			車いす福祉タクシー(地域生活支援事業)	・車いす福祉タクシーにより、車いす利用者などの移動を支援します。	3-(1)-④	53
			福祉タクシー(地域生活支援事業)	・タクシー料金の一部を助成し、障害のある人の移動を支援します。	3-(1)-④	54
			自動車ガソリン等費用の助成(地域生活支援事業)	・ガソリン等燃料費の一部を助成し、障害のある人の移動を支援します。	3-(1)-④	55
			福祉移送の支援	・障害のある人の移動を支援するため、交通事業者やNPO法人等と連携した福祉移送を支援します。	3-(1)-④	56
			コミュニティバスの運行	・交通不便地域にコミュニティバスを運行し、障害のある人の移動を支援します。	3-(1)-④	57

基本目標	方針	施策	事業名	内容	現計画体系	現計画事業番号	
5 安心して地域生活を送るための仕組みづくりの推進 (続き)	(1)地域生活を支えるサービスの充実 (続き)	⑤高齢者・介護保険サービスとの連携の強化	高齢者・介護保険サービスとの連携	・ホームヘルパーの派遣など、同一世帯で利用する共通の高齢者サービスや介護保険サービスと共通するものについて、関係機関と十分に連携しながら、適切かつ効果的なサービスの提供を図ります。	3-(1)-⑤	58	
		⑥健康づくりへの支援	訪問支援	・疾患等を抱えている在宅の障害のある人に対し、医師の指示に基づき、看護師等が訪問して看護サービスを提供する訪問看護の充実を国・東京都へ要請します。 ・かかりつけ歯科医のいない障害者、要介護者、摂食・嚥下機能に支障がある方等に、歯科医師会に委託して「かかりつけ歯科医」を紹介します。	3-(3)-①	70	
			健康に関する知識の普及と相談	・各種の健康教育、健康相談を効果的に実施し、正しい知識の普及に努めます。 ・生活習慣病等の予防のために保健・医療・福祉が連携し、必要な指導と助言を行うとともに、心身の健康に関する個別相談を実施します。	3-(3)-①	71	
		⑦介護者への支援	短期入所(自立支援給付)【再掲】	・自宅で介護する人が病気の場合、家族と暮らしている人が自立を目指す場合、入院・入所中の人が地域生活を体験する場合など、短期間、夜間も含め、施設で介護等を提供します。	3-(1)-⑥	59	
			日中一時支援事業(地域生活支援事業)【再掲】	・障害のある人の在宅介護を支援するため、日帰りの短期入所等を実施します。	3-(1)-⑥	60	
			緊急一時保護事業	・障害のある人の保護者や家族が病気や出産などで介護ができないとき、施設で保護し、在宅介護を支援します。 ・医療的ケアも含めた緊急一時保護について検討します。	3-(1)-⑥	61	
		(2)安心して生活できる環境づくり	①地域生活支援拠点等の運営【重点】	地域生活支援拠点等の運営	・障害のある人が住み慣れた地域で暮らし続けることができるように、相談、体験の機会や場の提供、緊急時の対応、専門性の確保、地域の体制づくり等の機能を有した地域生活支援拠点等を運営します。	3-(2)-①	62
	②住まいを選択する機会の確保			相談支援専門員、サービス提供事業所への支援	・障害のある人が希望する住まいを選択できるよう、相談支援専門員、サービス提供事業所等に対し、住まいの希望を継続的に把握することの必要性について研修時に情報提供を行います。	新規	
	③地域での住まいの確保			共同生活援助(自立支援給付)	・障害のある人が地域で自立して生活できるよう、少人数で共同して生活を送る居住の場であるグループホームの整備を図ります。 ・入院・入所中の方の地域移行のため、グループホームの体験利用を行います。	3-(2)-②	63
				施設入所支援(自立支援給付)	・施設に入所する障害のある人に、夜間や休日、介護等を行い、支援します。	3-(2)-②	64
				自立生活援助(自立支援給付)	・施設入所又はグループホームに入居していた人や精神科病院等を退院した人が自宅で安心した生活を送れるよう支援します。	新規	
				公営住宅の障害のある人の優先入居	・一定の戸数を障害者枠として障害のある人のいる世帯向けに別枠で募集します。	3-(2)-②	65
				重度身体障害者(児)住宅設備改善事業	・重度の身体障害者(児)の在宅生活を容易にするため、住宅設備改善費用を給付します。	3-(2)-④	68
				④民間賃貸住宅への入居支援	住宅セーフティネット住まい相談事業	・住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居を促進するために、府中市居住支援協議会(市内の不動産関係団体・建築関係団体・居住支援団体・府中市で構成)が行う、要配慮者の方々に向けた住まい相談の窓口「住宅セーフティネット住まい相談」を随時開催します。	新規
	民間賃貸住宅あつ旋・居住保証事業				・住宅に困窮する障害のある人の世帯に対して、府中市社会福祉協議会が民間賃貸住宅をあつ旋し、入居を支援します。 ・入居の際、保証人となる親族がない場合は、府中市社会福祉協議会が保証人となります。	3-(2)-③	66
	心身障害者住宅費の助成				・民間の賃貸住宅を借りている障害のある人の世帯に対し、家賃助成を行い、民間賃貸住宅への入居を支援します。	3-(2)-③	67
	⑤地域生活への移行と定着			地域移行支援・地域定着支援(自立支援給付)	・施設に入所している人や精神科病院に入院している人に対し、地域での生活に移行するための活動に関する相談や住まいの確保などを行い、円滑な地域生活への移行を図ります。 ・居宅において単身で生活している障害のある人等に、常時、連絡体制を確保し緊急時における相談や必要な支援を行い、地域生活への定着を図ります。	3-(2)-⑤	69
	⑥経済的支援体制の強化			自立支援医療・医療費助成の充実	・十分な医療を受けられる機会の確保と経済的負担の軽減を目的とした自立支援医療・医療費助成の充実を国・東京都へ要請します。	3-(3)-③	75
		年金や手当などの充実	・障害のある人の生活を保障する年金制度について、日本年金機構と連携し、正確な情報提供を行います。 ・障害のある人に手当を支給するとともに、精神障害のある人への拡大を国・東京都へ要請します。 ・難病のある人への手当を支給するとともに、支給対象について検討します。	3-(5)-①	86		
⑦防犯対策	緊急情報の配信	・メール配信サービスにて、犯罪発生や危険地域などの緊急情報を配信します。	3-(7)-①	89			

基本目標	方針	施策	事業名	内容	現計画体系	現計画事業番号
5 安心して地域生活を送るための仕組みづくりの推進 (続き)	(3)精神障害に対応した地域包括ケアシステムの検討	①精神障害に対応した地域包括ケアシステムの検討	保健・医療・福祉関係者による協議の場の運営	精神障害も含めた全ての障害のある人が安心して自分らしい暮らしを送ることができるように関係者が情報共有や連携する体制を構築するため、保健・医療・福祉関係者による協議の場の運営を行います。	新規	
		①避難行動要支援者支援	避難行動要支援者支援体制の整備	・一人暮らし高齢者や高齢者のみ世帯、障害のある人等、災害時に支援の必要な方を把握するため、名簿を作成し、災害時に必要に応じて活用できるように整備します。 ・平常時から避難行動要支援者と接している地域住民、関係者や医療機関と連携を図りながら、地域での支援ネットワークを構築し、情報伝達、具体的支援も含めて避難行動要支援者の支援体制を構築します。 ・発災時における事業活動の継続と被害の最小化を図るため、事業所の事業継続計画(BCP)策定を支援します。	3-(6)-①	87
	②福祉避難所の確保			福祉避難所の確保と在り方の検討	・障害福祉サービス事業所との連携も含めて、福祉避難所の確保に努めます。 ・障害者福祉団体等の協力の下、各障害に対応した避難所の検討を行います。	3-(6)-②
	(5)感染症対策の推進	①感染症対策の推進	感染症対策の情報提供	・「新しい生活様式」をはじめとした感染症対策について、広報、ホームページなどの多様な媒体を活用して情報提供を行います。	新規	
			ICT機器の活用に向けた支援の検討	・感染症拡大を防止する観点から、障害福祉団体、障害福祉サービス事業所のICT機器の活用に向けた支援の方策を検討します。	新規	
6 障害のある児童への支援の充実	(1)ともに学ぶ機会(インクルーシブ教育)の充実	①障害等への理解・啓発の促進	障害等への理解啓発活動	・教職員への意識啓発研修を充実するなど、教育現場における障害等に対する理解と意識の向上を図ります。	2-(2)-①	22
			障害等の理解	・すべての児童・生徒が、特別支援学校の児童・生徒との交流やボランティア活動、社会体験活動や副籍制度などを通して、障害等に対する理解を深めます。	2-(2)-②	24
		②教育相談の充実	特別支援相談	・発達障害を含む障害のある児童・生徒のライフステージに応じた一人ひとりの特別な教育的ニーズを把握し、能力や可能性を最大限に伸ばすために、各種相談に応じるとともに、教育的支援を行います。	2-(2)-①	21
			③学校教育の充実	特別支援教育の充実	・保護者や関係機関との連携を図りながら、障害のある児童・生徒に対する特別支援教育を充実させます。	2-(2)-② 3-(4)-③
		通学時等の支援の検討		・障害のある児童・生徒が学校等へ通う際の通学支援、通常の学級に通う生徒の授業中の対応等について検討します。	2-(2)-② 3-(4)-③	25
		障害等の理解【再掲】	・特別支援学級の児童・生徒との交流やボランティア活動、社会体験活動や副籍制度などを通して、児童・生徒すべてが障害に対する理解を深めます。	3-(4)-③	82	
	(2)乳幼児期から学齢期までの切れ目のない支援体制の構築	①児童発達支援センターの整備・運営【重点】	児童発達支援センターの整備・運営	・児童が通所して、日常生活における基本的動作、必要な知識や技能、集団生活への適応のための訓練を行い、地域保育所等の訪問支援を行う児童発達支援センターを整備・運営します。	3-(4)-①	77
			②ちゅうファイルの活用	切れ目のない支援体制の構築【再掲】	・関係機関との連携を強化することにより、委託相談支援事業所を中核とした幼少期からのライフステージを見通した支援を目指します。 ・ライフステージが変化しても切れ目のない支援を継続するため、自立支援協議会で検討された「ちゅうファイル(支援ファイル)」の活用を図ります。	3-(4)-①
		③障害の早期把握・早期対応	母子保健事業による早期把握・対応	・健康診査を通じて、障害の早期把握に努めるとともに、経過観察や専門機関の紹介など、健全な児童の育成を支援します。	3-(3)-②	72
			民生委員・児童委員、保育士等との協力による障害の早期把握	・地区担当保健師を中心に、民生委員・児童委員、保育士などが、住民の健康状態や生活状態を把握し、療育・医療・教育機関との連携を図りながら、障害の早期把握や原因となる疾病の予防を進める体制を構築します。	3-(3)-②	73
			関係機関の連携による障害の早期対応	・障害の早期把握後の対応について、より適切な対応が図られるよう、関係機関の連携による多様な早期療育体制を構築します。 ・障害のある人及び難病のある人の地域生活を支援するために、福祉・保健・医療の連携を行い、障害及び難病の早期把握・早期対応に努めます。	3-(3)-②	74
		④保育サービスの充実	障害児保育	・障害のある児童を持つ親のニーズに応えるため、民間保育園の新設時などに合わせて障害児入所定員枠を拡大します。	3-(4)-②	80

基本目標	方針	施策	事業名	内容	現計画体系	現計画事業番号
6 障害のある児童への支援の充実(続き)	(2)乳幼児期から学齢期までの切れ目のない支援体制の構築(続き)	⑤保育・教育・保健・医療・福祉の連携強化	保育・教育・保健・医療・福祉の連携強化	保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設置することを目指します。	新規	
			医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	医療的ケア児に対する支援のための地域づくりを推進することを目的とする、関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置を配置します。	新規	
		⑥家族等への支援	家族等への支援	・関係機関によるきめ細やかな情報提供と相談の充実により、療育が必要な子どもの家族を支援します。 ・療育が必要な子どもやその家族、保育所等の職員に対し、施設への訪問支援を行います。	3-(4)-①	79
	(3)障害児通所支援等の充実	①障害児通所支援等の充実	障害児相談支援	適切なサービスの利用ができるよう障害児通所支援を利用する前に障害児支援利用計画を作成し、通所支援開始後、一定期間ごとにモニタリングを行う等を実施します。	新規	
			児童発達支援	・障害のある児童(療育の必要な児童)に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等の適切な療育を行い、健全な育成を支援します。 ・医療型児童発達支援では、上記とともに治療を提供します。	3-(4)-①	76
			居宅訪問型児童発達支援	重度の障害等により外出が困難な障害児に対し、居宅において児童発達支援を行います。	新規	
			保育所等訪問支援	障害児施設で指導経験のある児童指導員や保育士が、保育所などを2週間に1回程度訪問し、障害児や保育所などのスタッフに対し、障害児が集団生活に適応するための専門的な支援を行います。	新規	
		②放課後対策	放課後児童健全育成事業(学童クラブ)	・放課後に親が不在である小学生を対象に、すべての学童クラブで障害のある児童の受け入れを実施します。	3-(4)-④	84
		放課後等デイサービス	・学齢期の児童を対象に、生活能力を伸ばす訓練や社会との交流を促進する活動を放課後や休日に行います。	3-(4)-④	85	